

特集

- 市議会議員選挙後の臨時
議会を開会 2・3
あなたの住民税はこうな
ります 4・5
幸手市障害者基本計画ア
ンケート調査の結果がま
とまりました 6・7
住みよいまちめざして/
人権それは愛 8・9
フォトニュース・わだい
..... 10・11
市の家計簿を公表 12
介護保険制度の説明会を
開催します 13
市長のフリートーク・キ
ラリ市民 14・15
読者のページ 16
お知らせ 17～19

広報'99

さつて



6

No.422

KOUHO SATTE



吉田小学校で体験農業

市議会議員選挙後の 臨時議会を開会

議長に佐伯圭司氏

副議長に大久保忠三氏

5月14日(金)市議会議員選挙後初めての
議会(臨時議会)が開かれました。

この臨時議会では、議長および副議長の
選挙において、議長に佐伯圭司氏、副
議長に大久保忠三氏が選ばれたほか、常
任委員や各種の議会選出役職議員の選任、
議席の指定などが行われました。

ここでは、新たに市議会議員になられ
たみなさんや、臨時議会に上程された議
案などをご紹介します。



副議長 大久保忠三氏



議長 佐伯 圭司氏

上程された議案等

(敬称略)

- ▼議長の選挙について
佐伯圭司
- ▼副議長の選挙について
大久保忠三
- ▼議席の指定について
- ▼常任委員の選任について
総 務 9人
文教厚生 9人
建設経済 9人
- ※常任委員会の構成は左ページ
を参照してください。
- ▼議会運営委員の選任について
熊倉完治(委員長)
吉羽武夫(副委員長)
小森谷昭
石川廣雄
竹内 孝
大平泰二
田口勝哉
- ▼農薬委員会の委員で選任によ
る委員の補充推薦について
武藤壽男
渡邊美智子
小森谷昭
石川廣雄
内田雄司
高野 優
手島幸成
- ▼栗橋町外5箇市町水防事務組
合議会議員の補欠選挙につい
て
武藤壽男
青木 章
大久保忠三
吉良英光
佐伯圭司
高崎清治
増田育夫
三石力也
- ▼広域利根畜場組合議会議員の
選挙について
石川廣雄
小森谷昭
渡邊美智子
武藤壽男

新しい議員の みなさんです

◎…委員長 ○…副委員長

総務常任委員会

氏名	住所	職業
◎小森谷 昭	南3丁目	設計士
○高野 優	大字平須賀	会社役員
吉良 英光	大字惣新田	僧侶
小島 和夫	緑台1丁目	酒類小売業
藤沼 貢	大字神明内	農業
増田 育夫	大字幸手	会社相談役
吉羽 武夫	大字千塚	農業
渡邊 邦夫	大字内国府間	自営業
渡邊 美智子	南3丁目	無職

文教厚生常任委員会

氏名	住所	職業
◎石川 廣雄	大字木立	会社役員
○田口 勝哉	中1丁目	会社役員
熊倉 完治	栄3番	会社役員
白田 秀二	大字上高野	会社役員
高崎 清治	栄2番	市議会議員
手島 幸成	大字上高野	会社役員
増田 幹男	大字上吉羽	農業
三石 力也	大字千塚	会社役員
武藤 壽男	大字惣新田	農業

建設経済常任委員会

氏名	住所	職業
◎竹内 孝章	大字下川崎	農業
○青木 章	香日向4丁目	会社役員
内田 雄司	大字中川崎	行政書士
大久保 忠三	中5丁目	会社役員
大平 泰二	中5丁目	会社役員
佐伯 圭司	中2丁目	会社役員
矢作 一三	東4丁目	党支部役員
渡辺 勝夫	大字円藤内	建築士
渡辺 誠	大字円藤内	建築業



渡邊 誠
渡辺勝夫

▼専決処分の承認を求めること
について（幸手市税条例の一
部を改正する条例）
……………原案承認

▼専決処分の承認を求めること
について（幸手市都市計画税
条例の一部を改正する条例）
……………原案承認

▼専決処分の承認を求めること
について（平成10年度幸手市
一般会計補正予算／既定の歳
入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ267万3000円を
減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ144
億3376万4000円とす
る、など）……………原案承認

▼専決処分の承認を求めること
について（平成10年度幸手市
老人保健特別会計補正予算／
歳入歳出予算の総額は歳入歳
出それぞれ既定の28億983
8万円とする、など）
……………原案承認

▼専決処分の承認を求めること
について（平成10年度幸手市
公共下水道事業特別会計補正
予算／地方自治法第213条
第1項の規定による繰越明許
費は、汚水2号幹線築造工事

のための5901万円とする）
……………原案承認

▼専決処分の承認を求めること
について（平成10年度幸手市
地域振興券交付事業特別会計
補正予算／既定の歳入歳出予
算の総額に歳入歳出それぞれ
860万1000円を増額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ2億7110万円
とする、など）……………原案承認

▼固定資産評価員の選任につい
て
入江武男税務課長：原案同意
監査委員の選任について
吉羽武夫……………原案同意



あなたの住民税は こうなります



平成11年度の住民税(市・県民税)の納税通知書は、
今月上旬にみなさんへお届けする予定です。

ここでは、本年度実施される特別減税を含めた住
民税のあらましとその算出方法をご紹介します。

都道府県や市町村などといっ
た地方自治体では、私たちが豊
かで健康な暮らしを送ることが
できるよう、様々な仕事をして
います。

そのためには、その資金とな
る地方税も私たちで分担してい
かなければなりません。

住民税はこのような地方税の
性格をもっともよく表している
税金で、一般に「(県・道府)民税」
と「市(町村)民税」を合わせて
住民税とよんでいます。

▼均等割と所得割

住民税は、税金を負担する能
力のある人が均等の額によつて
負担する「均等割」と、その人
の所得金額に応じて負担する「所
得割」からなっています。

▼住民税を納める人

住民税(個人)の納税義務者は
つぎのとおりです。

〔均等割〕

- ・市内に住所がある人
- ・市内に住所はないが、事務所、
事業所または家屋敷のある人

〔所得割〕

- ・市内に住所がある人
- ※市内に住所や事務所などがあ
るかどうかは、その年の1月
1日現在で判断されます。

▼住民税が課税されない人

- 〔均等割も所得割もからない人〕
- ・前年中に所得がなかった人
- ・生活保護法により生活扶助を

市 民 税		
課税標準額	税率	速算控除額
200万円以下	3 %	0円
700万円以下	8 %	100,000円
700 万 円 超	10%	240,000円
均等割額 2,500円		

県 民 税		
課 税 標 準 額	税率	速算控除額
700万円以下	2 %	0円
700 万 円 超	3 %	70,000円
均等割額 1,000円		

受けている人

- ・障害者、未成年者、老年者、
寡婦または寡夫で前年中の所
得金額が125万円以下の人

〔均等割がからない人〕

- ・前年中の所得が「(本人+控
除対象配偶者+扶養親族の数)
×28万円+14万4000円」
以下の人

※14万4000円は、控除対象
配偶者または扶養控除の対象
となる扶養親族を有する人に
ついて加算されます。

- ・均等割の納税義務を負う夫と
生計を一にする妻で市内に住
所を有する人

〔所得割がからない人〕

- ・前年中の所得が「(本人+控
除対象配偶者+扶養親族の数)

配 偶 者	一 般	33万円
	老 人 ※昭和4年1月1日以前生まれ	38万円
同 居 特 別 障 害	一 般	56万円
	老 人	61万円
扶 養	一 般	33万円
	特 定 ※昭和51年1月2日～58年1月1日生まれ	43万円
	同 居	45万円
	同 居 以 外	38万円
	一 般	56万円
	特 定	66万円
同 居 特 別 障 害	同 居 老 人	68万円
	同居老人以外	61万円
普 通 障 害 者		26万円
特 別 障 害 者		30万円
老 年 者 ※昭和9年1月1日以前生まれで、合計所得金額が1,000万円以下		48万円
一 般 寡 婦		26万円
特 別 寡 婦 ※子を有し、合計所得金額が500万円以下		30万円
寡 夫		26万円
勤 労 学 生		26万円
基 礎		33万円

○所得
ださい。

※35万円+30万円)以下の人
※30万円は、控除対象配偶者ま
たは扶養控除の対象となる扶
養親族を有する人について加
算されます。

▼均等割の税率と所得割の計算方法

〔均等割の税率〕

- ・市民税：2500円
- ・県民税：10000円

〔所得割の計算方法〕

所得割は、つぎの算式で計算
します(退職所得、土地建物の
譲渡所得は特別の税額計算にな
ります)。

(所得金額-所得控除額)×税率

—税額控除Ⅱ所得割額

※税率は、所得金額によって異
なります。表1を参照してく

○所得
収入金額から必要経費を差
し引いたもので、給与所得、
事業所得、不動産所得など10
種類に分類されます

※住民税は前年中の所得を基準
として計算されますので、今
年度の住民税では、平成10年
における所得が基準になりま
す。

○所得控除

配偶者や扶養親族の有無、
病気や災害などによる出費と
いった個人的な事情を考慮し
て、所得金額から差し引くも
のです

※それぞれの所得控除の金額は、
表2を参照してください。

○税額控除

株式の配当などの配当所得がある場合、または外国で得た所得についてその国の所得税などを納めている場合は、一定の方法により求められた額が税額から差し引かれます

▼特別減税の実施

平成11年度において、定率による特別減税が実施されます。

特別減税の額は、所得割額の15%相当額（ただし、15%相当額が4万円を超える場合は4万円が限度）です。

※住民税の具体的な計算は下記計算例を参照してください。

▼納税の方法

〔普通徴収〕

事業所得者などの住民税は、納税通知書によって市から納税者に通知され、4回の納期に分けて納付していただきます。これを普通徴収といいます。

〔特別徴収〕

給与所得者の住民税は、特別徴収税額通知書により、市から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から税金を天引きして、これを翌月の10日までに市に納付することになっています。これを特別徴収といいます。

※詳しくは、税務課 ☎(43) 11

1 1 内線 1 3 3 ・ 1 3 4 へ。

● 住民税の計算例 ●

〈給与所得者の場合〉

●家族構成

夫婦と子ども2人（妻子の所得なし、子どもは一般扶養1人、特定扶養1人）

●10年中の収支

・給与収入	6,200,000円
・社会保険料	300,000円
・一般生命保険料	100,000円
・医療費	150,000円

●所得割の計算

①所得金額（給与所得控除後）	4,420,000円
②所得控除額合計	2,135,000円
・社会保険料控除	300,000円
・生命保険料控除	35,000円
・医療費控除	50,000円
・配偶者控除	330,000円
・配偶者特別控除	330,000円
・一般扶養控除	330,000円
・特定扶養控除	430,000円
・基礎控除	330,000円
③課税所得金額（①－②）	2,285,000円
④所得割額（百円未満切上げ） ※特別減税控除前	
・県民税	$\frac{\text{課税所得金額}}{2,285,000円} \times 2\% \rightarrow 45,700円 \Rightarrow ①$
・市民税	$\frac{\text{課税所得金額}}{2,285,000円} \times 8\% - 100,000円 \rightarrow 82,800円 \Rightarrow ②$
⑤特別減税（県民税＋市民税）×15% ※上限額4万円	
	$\frac{①}{45,700円} + \frac{②}{82,800円} \times 15\% \rightarrow 19,300円 \Rightarrow ③$
	(百円未満切上げ)
・県民税の定率による減税 (県民税から先に計算します)	
	$\frac{③}{19,300円} \times \frac{①}{45,700円} \div (45,700円 + 82,800円) \rightarrow 6,900円 \Rightarrow ④$
	(百円未満切上げ)
・市民税の定率による減税	
	$\frac{③}{19,300円} - \frac{④}{6,900円} \rightarrow 12,400円 \Rightarrow ⑤$
⑥特別減税控除後の所得割額	
・県民税	$\frac{①}{45,700円} - \frac{④}{6,900円} \rightarrow 38,800円 \Rightarrow A$
・市民税	$\frac{②}{82,800円} - \frac{⑤}{12,400円} \rightarrow 70,400円 \Rightarrow B$
⑦均等割額	
・県民税	1,000円 ⇒ C
・市民税	2,500円 ⇒ D
⑧年税額	
・県民税	$\frac{A}{38,800円} + \frac{C}{1,000円} \rightarrow 39,800円$
・市民税	$\frac{B}{70,400円} + \frac{D}{2,500円} \rightarrow 72,900円$
合計	112,700円

〈事業所得者の場合〉

●家族構成

夫婦と子ども2人（妻子の所得なし、子どもは一般扶養1人、特定扶養1人）、同居老人1人

●10年中の収支

・事業所得	4,100,000円
・社会保険料	300,000円
・一般生命保険料	100,000円

●所得割の計算

①所得金額	4,100,000円
②所得控除額合計	2,535,000円
・社会保険料控除	300,000円
・生命保険料控除	35,000円
・配偶者控除	330,000円
・配偶者特別控除	330,000円
・一般扶養控除	330,000円
・特定扶養控除	430,000円
・同居老人控除	450,000円
・基礎控除	330,000円
③課税所得金額（①－②）	1,565,000円
④所得割額（百円未満切上げ） ※特別減税控除前	
・県民税	$\frac{\text{課税所得金額}}{1,565,000円} \times 2\% \rightarrow 31,300円 \Rightarrow ①$
・市民税	$\frac{\text{課税所得金額}}{1,565,000円} \times 3\% \rightarrow 46,900円 \Rightarrow ②$
⑤特別減税（県民税＋市民税）×15% ※上限額4万円	
	$\frac{①}{31,300円} + \frac{②}{46,900円} \times 15\% \rightarrow 11,800円 \Rightarrow ③$
	(百円未満切上げ)
・県民税の定率による減税 (県民税から先に計算します)	
	$\frac{③}{11,800円} \times \frac{①}{31,300円} \div (31,300円 + 46,900円) \rightarrow 4,800円 \Rightarrow ④$
	(百円未満切上げ)
・市民税の定率による減税	
	$\frac{③}{11,800円} - \frac{④}{4,800円} \rightarrow 7,000円 \Rightarrow ⑤$
⑥特別減税控除後の所得割額	
・県民税	$\frac{①}{31,300円} - \frac{④}{4,800円} \rightarrow 26,500円 \Rightarrow A$
・市民税	$\frac{②}{46,900円} - \frac{⑤}{7,000円} \rightarrow 39,900円 \Rightarrow B$
⑦均等割額	
・県民税	1,000円 ⇒ C
・市民税	2,500円 ⇒ D
⑧年税額	
・県民税	$\frac{A}{26,500円} + \frac{C}{1,000円} \rightarrow 27,500円$
・市民税	$\frac{B}{39,900円} + \frac{D}{2,500円} \rightarrow 42,400円$
合計	69,900円

幸手市

障害者
基本計画アンケート調査の
結果がまとまりました

市では、障害者への総合的な施策推進のための「幸手市障害者基本計画」策定にあたり、その基礎調査として昨年度にアンケート調査を実施しました。

この調査では、市内にお住まいの身体障害者や知的障害者、精神障害者、難病患者、無作為抽出による市民のみなさんにアンケートへの回答をお願いし、約48%の回答をいただくことができました。調査にご協力をいただいたみなさんに心よりお礼申し上げます。

ここでは、いくつかの調査結果についてご紹介します。

▼身体障害者の高齢化と増加

市内の身体障害者のうち、65歳以上の人が占める割合は52・4%となっており、高齢化社会を反映する結果となりました。

また、障害の原因としては「先天性疾病」が72%と低い一方で、「脳血管障害(18・8%)」「後天性疾病(17・0%)」「労働災害(83%)」など、後天性によるものが高い割合を占めています。このように、高齢化社会が進むにつれて今後ますます身体障害者の高齢化と、障害を持つ市民の増加が予想されることからこれらの対応策を講じていかなければなりません。

▼知的障害者の自立支援の充実

市内の知的障害者のうち、10～20歳代の占める割合が53・4%、また、療育手帳を持つ人で最重度(A・重度Aに該当する人の割合が47・5%と、いずれも

高いことから、障害者の自立や社会参加への支援、重度障害者への取り組みが必要といえます。なお、障害者全体のうち、身体障害と知的障害を両方持つ人は30%で、なかでも最重度(A・重度Aの重度知的障害と1～2級の重度身体障害が重複する人が13・3%にのぼり、特に充実したサービスの提供が求められています。

生活自立の状況

日常生活で何らかの介助を必要とする人は、身体障害者で32・8%(車イスや補聴器などの補装具を使用している人には、補装具を使用した状況での回答をしていただきました)、知的障害者で52・5%となっています。

なお、これらの人たちが日常生活で介助を必要とすることとしては、身体障害者が「外出(38・6%)」「電話連絡(24・9%)」「入浴(23・2%)」「着替え(18・8%)」などを、知的障害者が「外出(70・9%)」「電話連絡(70・8%)」「意思伝達・コミュニケーション(65・0%)」などをあげています(複数回答)。

また、介助をする人の続柄としては、身体障害者では「配偶者」がもっとも高く40・5%、ついで「子ども(14・1%)」「子どもの配偶者(8・4%)」「母

親(5・8%)」の順で、知的障害者では、70%が「母親」、精神障害者では90%が「父母」となっており、障害者の在宅時・外出時における社会的介助の必要性が伺えます。

在宅サービス
利用希望

調査では、市の福祉事業やサービスの利用希望についてもお聞きしました(6ページ下段参照)。

福祉事業やサービスを「利用している」または「利用したい」と回答したのは、身体障害者、知的障害者とも：
◎医療費の給付・助成(それぞれ42・0%、65・0%)
◎自動車などの燃料費の助成(同30・8%、40・0%)
◎タクシー料金の助成(同32・8%、37・5%)：などの経済的支援を多くあげています。

ついで、身体障害者は：
◎補装具の交付・修理(19・8%)
◎住宅改造資金の助成(17・6%)
◎紙おむつの支給(15・0%)
◎日常生活用具の給付・貸与(14・2%)
◎ホームヘルパーの派遣(11・7%)

知的障害者は：
◎紙おむつの支給(15・0%)
◎日常生活用具の給付・貸与(14・2%)
◎ホームヘルパーの派遣(11・7%)

■在宅サービスの利用希望

アンケート調査では、在宅サービスの利用希望について、左のような項目を設け、それぞれに対して：

◎利用している ○今後、利用したい ○利用したくない
先のことはわからない ○知らないで答えられない ○必要ない：のいずれかを選んでいた(複数回答可)。

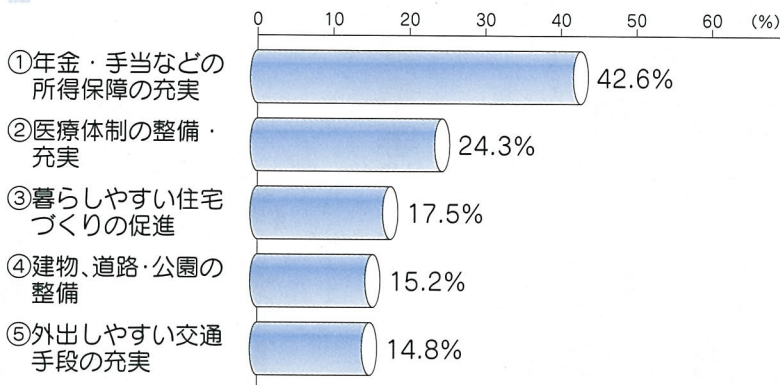
(項目)

- ①ホームヘルパーの派遣 ②ショートステイ ③巡回入浴サービス ④デイケア ⑤医療費の給付や助成 ⑥住宅改造資金の助成 ⑦紙おむつの支給 ⑧タクシー料金の補助 ⑨自動車等燃料費の助成 ⑩短期保護 ⑪補装具の交付・修理 ⑫日常生活用具の給付・貸与 ⑬機能回復訓練 ⑭訪問看護指導 ⑮自動車改造費等の助成 ⑯自動車運転免許取得費用の助成 ⑰緊急ファックス119番 ⑱防災手帳の給付 ⑲デイサービス ⑳手話通訳者の派遣 ㉑ガイドヘルパーの派遣 ㉒要約筆記者の派遣 ㉓ファックスリレーサービスの実施 ㉔ろうあ相談員の設置

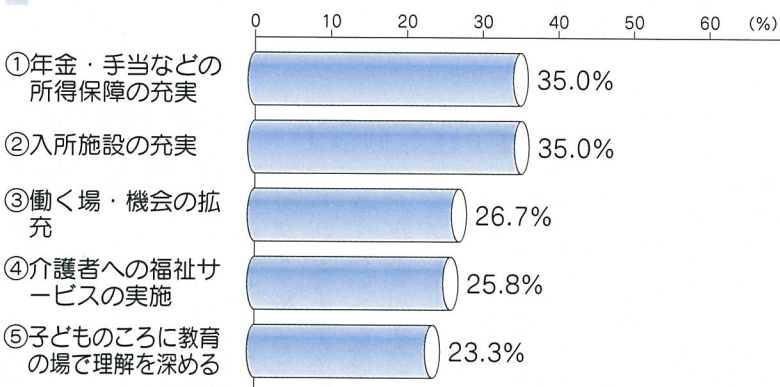
必要な福祉施策

(各上位5つ)

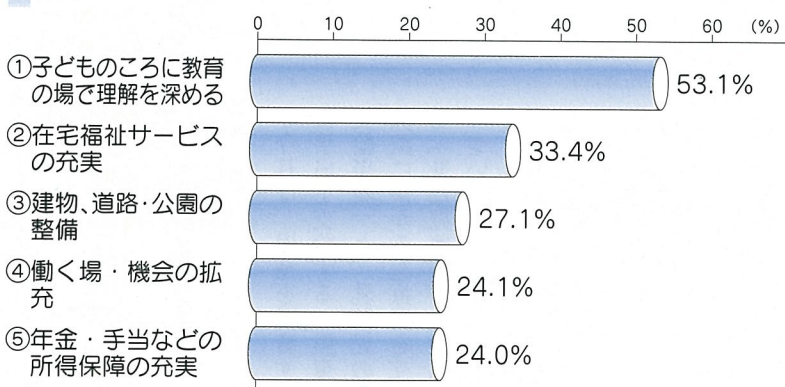
身体障害者 (回答者数676人)



知的障害者 (回答者数120人)



市民 (回答者数580人)



○防災手帳の交付(11・7%)
○巡回入浴サービス(11・6%)
…などをあげ、身体自立のためのサービスと在宅福祉サービスを希望する割合が高くなっています。

また、知的障害者からは:
○ショートステイ(30・0%)
○デイケア(20・0%)
○デイサービス(17・5%)
○ホームヘルパーの派遣(16・7%)
…などがあげられ、在宅福祉サービスへの希望の高さが伺えます。このうち、シヨ

トステイ、デイサービス、ホームヘルパーの派遣は、いずれも「利用している」よりも「今後利用したい」と回答している割合が多く、今後の需要の増大が予想されます。

必要な福祉施策

今回の調査でお聞きした「必要な福祉施策」では、身体障害者、知的障害者とも、「年金・手当などの所得保障の充実」がトップとなり、経済的支援を重視していることが伺えます(7

ページ下段およびグラフ参照)。ついで、身体障害者は「医療体制の整備・充実」、住宅・建物・道路・公園・交通手段のバリアフリー化(暮らしやすい工夫・改造)を、知的障害者は「入所施設の充実」「働く場・機会の拡充」「介護者への福祉サービスの充実」「子どものころに教育の場で理解を深める」などを上位にあげています。

また、市民は「子どものころに教育の場で理解を深める」をトップにあげて、ノーマライゼ

ーション(障害のある人もない人も共に生きる社会)の実現を強く求めています。

◇ ◇

市では、今回の調査の結果やアンケート用紙に記入していただいた貴重なご意見などを参考にしながら、障害者基本計画の策定に取り組んでまいります。今後ともご理解、ご協力をお願いします。

※詳しくは、福祉課 ☎(43) 1111 内線 156・FAX (43) 5600へ。

必要な福祉施策

必要な福祉施策については、おおむね左のような項目を設け、そのなかから必要と思う項目を5つ選んでいただきました。

〔項目〕

- ①子どものころに教育の場で理解を深める
- ②障害児の保育・教育機会の充実
- ③専門的な機能回復訓練の実施
- ④保健事業の充実
- ⑤医療体制の整備・充実
- ⑥在宅福祉サービスの充実
- ⑦介護者への福祉サービスの充実
- ⑧生活支援サービスの充実
- ⑨入所施設の充実
- ⑩グループホームの確保
- ⑪障害者が暮らしやすい住宅づくりの促進
- ⑫ボランティア活動などの促進
- ⑬総合的な相談・情報提供窓口の整備・充実
- ⑭働く場・機会の拡充
- ⑮年金・手当などの所得保障の充実
- ⑯建物・道路・公園の整備
- ⑰外出しやすい交通手段の充実
- ⑱コミュニケーション手段の充実
- ⑲災害時、緊急時の情報伝達・避難誘導体制の充実
- ⑳障害者の交流・自立の支援
- ㉑スポーツ、レクリエーション、文化活動に対する援助
- ㉒障害者への理解を深める広報・啓発の推進
- ㉓障害者用生活用品の開発促進、販売店の充実

住みよいまち

めざして

廃棄物減量等推進員のお知らせ

現在、市民のみなさんには、家庭などから出るごみを「可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ」の4種類に分別していただいています。平成12年度から「資源ごみ」をさらに細分化し、ごみの減量化と資源化をより一層、進めていくことを予定しています。

このため、市では「廃棄物減量等推進員」を市内各地区から選出していただき、ごみの減量化と資源化へのご協力をお願いしたいと考えています。

廃棄物減量等推進員のみなさんには、ごみ収集日にそれぞれの担当地区の見回りをさせていただきます。

- ごみを出す場所は正しいか
- ごみを出す日は正しいか
- ごみは正しく分別されている

か

- 通りすがりの人によるごみの投げ捨てはないか
- 市で収集していないごみが出されていないか
- ：などをチェックしていただきます。

また、担当地区の市民のみなさんに対して、ごみの減量化・資源化のPRをしていただいたり、市民からの要望や提言があった際の窓口になっていただきます。

◇ ◇

ごみの減量化・資源化についての詳細は、今後「広報さつて」に、そのつど掲載してまいりますので、みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

※詳しくは、環境保全課 ☎(48)

0331へ。

ご注意を

最近ごみの収集作業中にスプレー缶などが原因と思われる発火事故が起きており、たいへん危険です。

作業員の安全確保のため、スプレー缶や、卓上コンロなどに使用したガスカートリッジ、ガスライターなどをごみとして出すときには、つぎのことを必ず、守ってください。

〔缶には穴をあける〕

中身は全部使い切り、穴をあけてから「不燃ごみ」の日に出してください。もし、中身を使い切ることができない場合でも、安全を確認して戸外で中身をすべて抜いてから穴をあけてください。なお、穴をあけることができない場合は「危険」と表示し、それとわかるようにしてごみに出してください。

〔他のごみと別にする〕

ガスライターなど発火性のあるものは、他のごみと別にして透明な袋に入れてごみに出してください。

福祉サービス情報

児童手当支給事業と乳幼児医療費支給事業

今月は、児童を養育する人に手当を支給する「児童手当支給事業」と、乳幼児の保険医療にかかる医療費を支給する「乳幼児医療費支給事業」についてご紹介します。

〔児童手当支給事業〕

児童手当の支給は、児童を養育する人に手当を支給すること、家庭生活の安定や次代の社会を担う児童の健全育成、資質向上を目的としています。

○対象者

- ・幸手市に住所があり、3歳未満の児童を養育している人
- ・前年の所得が限度額以下である人

※所得の限度額は、扶養する親族の数などに応じて、それぞれ決められています。

○手当の支給

2月、6月、10月に前月分までが支給されます

○手当の額

- ・1人目および2人目の児童月額5000円

- ・3人目以降の児童月額10000円

○申請手続きに必要なもの
・預金口座（養育者名義のもの）

・年金加入証明書（国民年金加入者は不要）

※市に転入した人は、別に所得証明書が必要になります。

〔乳幼児医療費支給事業〕

乳幼児が病院などで受診した場合に、保険医療にかかった医療費などの自己負担額（高額療養費は除く）に対して支給されます。ただし、対象となるのは、健康保険組合などから支給される附加給付金を除いた金額です。

○対象者

- ・幸手市に住所があり、各種健康保険制度による被扶養者で満3歳に満たない乳幼児

○申請手続きに必要なもの
・健康保険証

・預金口座

※詳しくは社会児童課 ☎(43) 1111内線165へ。

$$\begin{pmatrix} 7 \\ 3 \\ 4 \end{pmatrix} \begin{matrix} 0 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \end{matrix} \wedge$$



みんなでやると楽しいね



こんなになっちゃいました

ふれあいスポーツフェスティバル

5月16日(日)第11回ふれあいスポーツフェスティバルが開催されました。会場となった勤労者体育センターではストラックアウトやハンマーゴングなど、人気の種目に長蛇の列が。また、海洋センターの体育館ではトランポリンやミニテニスなど、誰もが気軽にふれあえる軽スポーツも行われ、参加したみなさんは思い思いに会場内をまわり、心地よい汗を流していました。



まっすぐ飛んだかな



力をこめて、エイッ!

吉田小学校で体験農業

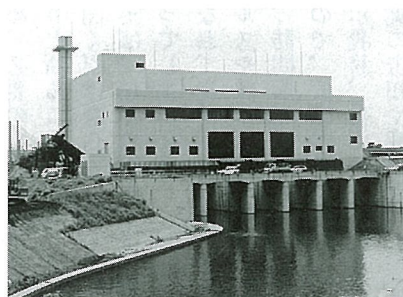
5月13日(木)吉田小学校で、農業後継者対策の一環として体験農業が行われ、初夏を思わせる陽気のなか、子どもたちが田植えに励みました。苗を片手に田んぼに入った子どもたちは初めこそ慎重な様子でしたが、足の感触が心地よいのか、後半は顔に付いた泥もヘッチャラの喜びよう。作業の終了した田んぼには青々とした苗が並び、それをながめる子どもたちの表情も満足感でいっぱいでした。

ください。秘書課 ☎(43) 1111 内線224

わ だ い



**中川上流排水機場が
完成します**
平成3年度から埼玉県が
工事を進めていた幸手放水
路・中川上流排水機場が完
成し、6月9日(水)に竣工
式典が開催されます。これ
により、中川の浸水被害の
解消が見込まれており、流
域住民の生活の安全性向上
に期待が寄せられています。



白目米の田植え

白目米は日本一おいしい
米として、江戸時代に幸手
周辺で作付けされていまし
た。今年から市でその栽培
に取り組んでおり、5月の
連休前後に田植えが行われ
ました。植えられた苗は、
実りの秋を迎えるまで、5
軒の協力農家のみなさんの
手で大切に育てられます。



母の日プレゼントづくり
5月8日(土)児童館で母
の日のプレゼントとして、
草木染のポーチづくりをし
ました。生地を草で染め、
それを一針、一針、日ごろ
の感謝の気持ちを込めなが
ら縫い合わせる子どもたち
お母さんへのプレゼントと
あって、針先を見つめる目
は真剣そのものでした。

全国一斉ウォークラリー大会

5月16日(日)全国一斉ウォークラリー大会が行われました。スタート地点の幸手小学校には、86組3,932人のみなさんが集まり、午前9時40分から順次スタート。コース途中では、和気あいあいとした雰囲気の中、レクリエーションに興じたり、ゴール後に出題されるクイズのヒントを得ようと文化財を観察したりと、初夏の装い色濃くなった日曜日を楽しく元気いっぱいに過ごしました。



新緑の権現堂堤を



もうすぐゴールだ



チェックポイントでは真剣に

わ だ い

あなたの身近な出来事やわだいをお寄せ



目慶久氏

目慶久氏(中5)が勲六等単光旭日章を受賞されました。氏は昭和31年より埼玉県医薬品配置協議会の理事を務め、昭和49年には同会の会長に就任。公益事業の充実や地域社会の公衆衛生の啓発に貢献されました。



齋藤勇氏

齋藤勇氏(上高野1)が勲五等瑞宝章を受章されました。氏は昭和19年に東武鉄道株式会社に入社。昭和59年より春日部電車乗務区長を務められるなど、運転手の教育、指導活動に大きな功績を残されました。

叙勲受章

おめでとーございます

春の野草研究会

4月27日(火)権現堂堤で春の野草研究会が行われました。参加したみなさんは講師の長須房次郎さんの指導のもと野草の採取に挑戦。集まった野草はその場で天ぷらにされ、さっそくみなさんの口に。暖かな陽の下、野草を目で舌で楽しんで、春を満喫した1日でした。



市の家計簿を公表します

平成10年度 下半期財政状況

市の財政がどのように運営され、また、どのような状況にあるかを市民のみなさんに知っていただくため、年に2回、財政状況の公表をしています。平成10年度財政状況は、当初予算140億円から補正予算の増額を加え、最終的には140億4,877万4千円の予算規模となりました。



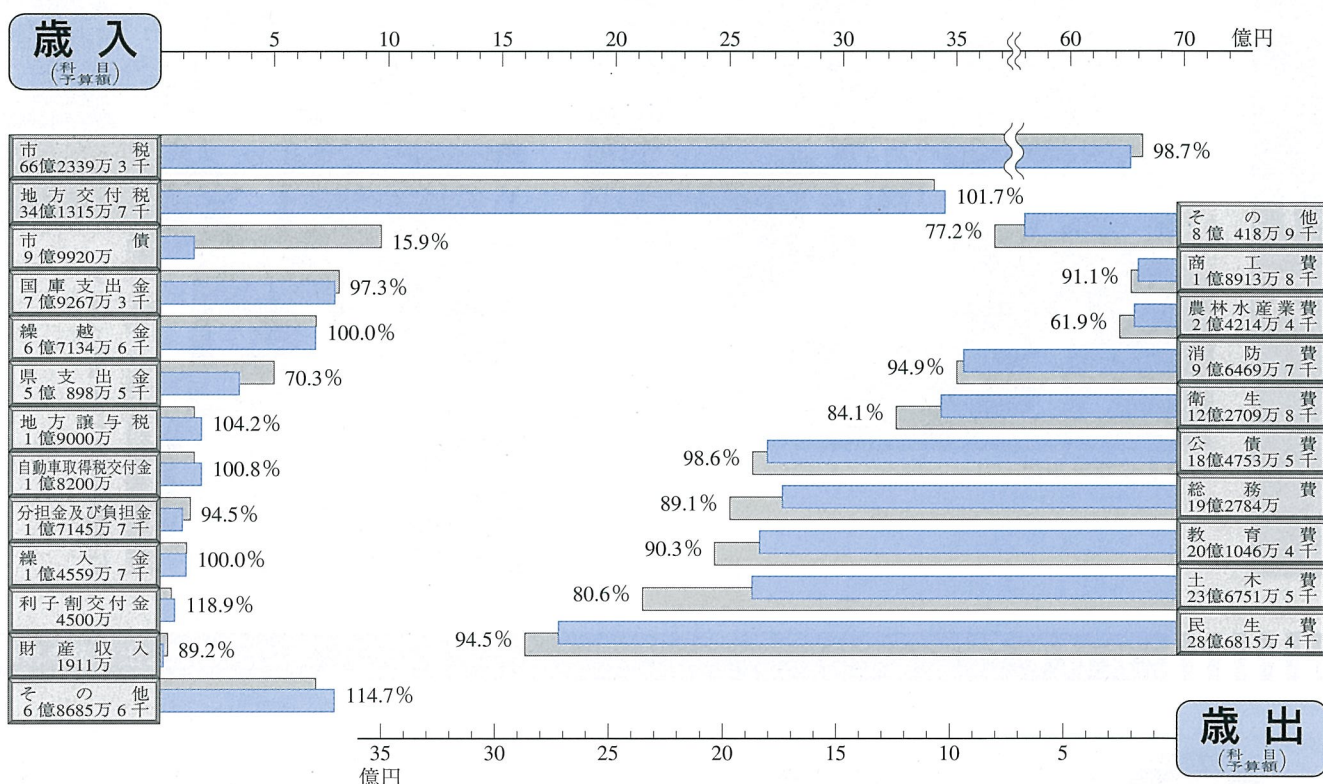
市民1人に使われた市の予算
223,239円

市民1人が負担した市税
113,484円



一般会計

予算額 収入済額(歳入)/支出済額(歳出) ※%=予算額に対する比率。

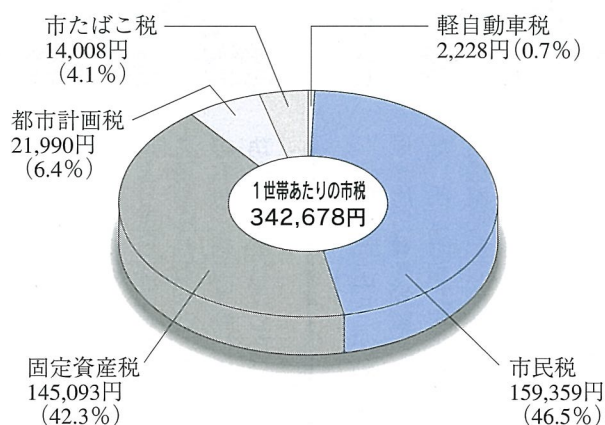


特別・企業会計

(単位:円)

区 分		予 算 額	収 入 済 額	予算対比
			支 出 済 額	
国民健康保険		2,879,367,000	2,705,502,231	94.0%
			2,516,546,144	87.4%
老 人 保 健		2,898,380,000	2,743,750,702	94.7%
			2,662,505,360	91.9%
公 共 下 水 道		1,799,470,000	1,237,139,983	68.8%
			1,174,865,262	65.3%
地域振興券交付		271,100,000	266,378,805	98.3%
			2,294,644	0.8%
水道事業会計	収益の収入	1,181,691,000	1,140,090,481	96.5%
	〃 支出	1,164,080,000	1,122,457,598	96.4%
	資本の収入	128,500,000	166,866,841	129.9%
	〃 支出	424,223,000	417,395,529	98.4%

1世帯あたりの市税の構成



介護保険制度の 説明会を開催します



※開催時間は午後7時～9時です。

開催日		会場		対象地区
6月19日(土)	勤労福祉会館	中央公民館	東地区 緑台地区	中地区
6月26日(土)	西公民館	南公民館	長倉地区 行幸地区 香日向地区	上高野地区
7月3日(土)	幸手団地集会所	老人福祉センター	栄地区 権現堂川地区 八代地区	北地区
7月10日(土)	北公民館	東公民館	吉田地区	

平成12年4月から始まる介護保険制度は、介護が必要になった人に、住み慣れた地域で、その人の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供していくことを目的とした制度です。

この制度に加入する人は、幸手市に住所を有する40歳以上のすべてのみなさんです。

そこで、市では介護保険制度の実施に向け、この制度を十分に理解していただくために説明会を開催します。開催にあたり

より多くのみなさんにご参加いただくため、市内各地区ごとに左表の日程で行います。なお、お住まいの地区の開催日に都合がつかないときは、他の会場へお越しください。

介護保険制度の内容や仕組みがよくわからないなど、疑問・ご意見をお持ちのみなさんは、この機会にぜひ、説明会にご参加ください。

※詳しくは、高齢福祉課 ☎(43) 1111 内線194へ。

介護保険 Q & A

話題になっていても、意外と知られていない介護保険制度。
あなたはいくつご存じですか？

- Q 介護保険制度は、いつから始まるのですか？
A 平成12年4月から始まります。
- Q 介護保険制度に加入するのは？
A 40歳以上の人です。
- Q 介護保険の保険料はどのように決めるのですか？
A 加入者の所得に応じて決まります。65歳以上の人は年金から天引きされます。ただし、年金額が年額18万円に満たない人は個別に市に支払います。
- Q 40歳から64歳までの人は、加入している医療保険の保険料として、一括して支払います。介護保険のサービスを受

- A けられる人は？
65歳以上の人が、常に介護を必要とする状態(要介護状態)になったときや、日常生活を送るのに支援が必要な状態(要支援状態)になったとき、介護保険のサービスが受けられます。
- Q また、40歳から64歳までの人は初老期の痴呆や脳血管疾患など、老化にともなう病気によって、介護や日常生活の支援が必要になったとき、介護保険のサービスを受けることができます。
- Q 介護保険のサービスを利用するには？
A 要介護認定の申請を市役所で行ってください。
- Q 要介護認定の申請の受付はいつからですか？
A 今年の10月から受付を行います。
- Q 介護保険のサービスを利用した場合、利用者の負担はどのくらいですか？
A かかった費用の1割を負担していただきます。
- ※介護保険事業の今後のスケジュールは、広報紙などで随時お知らせします。

市長のフリースーク



手話

幸手市長
増田 実

初めて手話を目にした時、その指先が、掌が、そして語り手の表情や仕草がなんと雄弁に語るのことかと、いたく関心したものです。その手話通訳者の養成講習会(中級)が中央公民館で始まり、私もその開講式にお招きをいただきました。

手にした講習会のカリキュラム。日程は毎土曜日、実に全四十回にも及ぶ講習や特別講演がビッシリ。しかも、日曜日の四回は終日というスケジュール。その厳しさに、私はとても驚きました。もちろん、生半可な動機では通用しないでしょう。それどころか、十五名の受講者の

皆さんは、一社会人としての責任や自らの使命のようなものを背負ってこの場に臨んでみえたのではないかと、私にはそんな気さえしました。

手話を学ぶということは、新しい言語を学ぶこと以上に大変だろうなという想像はしていました。しかも、この学習は自らを高めるといふ以上に、聴覚障害を持つ人々とコミュニケーションを図り、その役に立つための大切な学習です。そんなことを考えながら、改めて受講者の一人ひとりに目をやり、その情熱に深く頭の下がる思いでした。

障害者と健常者がごく普通に行き交うまちづくりは、私たち行政に携わる者にとっても大きな願いであり、そのためにもボランティアの存在はとても頼りにするところです。そして、行政はそれらを育てる場にもっと力を入れていかなければと、私は考えています。

そして、そんなまちづくりを実現する手段の一つとして、その指針の一つとして、この講習会が、そして労を惜しまぬ受講者の皆さんが大きな役割を担ってくれるものと、私は確信しています。

困いごと悩みごとは

よろず相談所へ

市民相談の中から

〔相談内容〕

広報さつて5月号で公正証書の利点について読みましたが、公正証書を作成するにはどのようなにすればよいでしょうか。

〔回答〕

公正証役場では経験豊かな法律の専門家のなかから法務大臣が任命した公証人が執務しています。幸手市の近隣では春日部市に春日部公正証役場があります。

当事者本人が公正証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、当事者本人であることを証明するために、つぎのような書類と印鑑が必要です。

①個人の場合には、印鑑登録証明書と実印、または運転免許証やパスポートなどと認印

②法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印

遺言公正証書以外の契約公正



証書は、代理人が出向いて作成することもできます。公証人は陳述内容を聞いて証書を作成し、双方に確認させた後に署名押印させます。最後に公証人が日付と証書番号を記入し、署名押印して完了します。作成の手数料は法律行為の目的の価格によって異なりますので、詳しくは一度公正証役場に問い合わせしてから訪問することをお勧めします。

〔6月の市長相談日〕

◎日時 6月15日(火)

午前9時30分から

◎場所 よろず相談所

◎定員 4人(申込み順)

◎申込み 随時受け付け

※詳しくは、よろず相談所

☎(43) 1111内線105

FAX (43) 9447へ。

市史 (106)
編さん室便り

昨年刊行した『近・現代資料編Ⅰ』に続いて『近・現代資料編Ⅱ』を刊行しました。

今回の『資料編Ⅱ』は明治時代の文書をまとめた『資料編Ⅰ』の続きで、大正・昭和・平成という私たちにとって、もっとも身近な時代の資料をまとめた資料集です。その内容を「第四編 大正デモクラシー期の幸手」・「第五編 恐慌から戦争へ」・「第六編 新しい社会の出発と幸手」の3編にわけて構成しました。さらに、政治・経済・文化・教育などの分野にわけ、複雑で目まぐるしく変動する時代の資料をわかりやすく収録してあります。

『近・現代資料編Ⅱ』刊行

第四編では大正時代の資料をまとめました。とくに、地元の目でもめた関東大震災や日本・世界の動きを記した日記を多数掲載しました。第五編は昭和初年から太平洋戦争終戦までで、戦争に関する資料が中心です。なかでも、写真で紹介した疎開児童のハガキは当時の様子

キラリ市民 '99

街中に花をいっぱい
咲かせたい

折原

修さん

北1丁目に在住

幸手市コミュニティづくり推進協議会が推進する「花いっぱい咲かせ隊」隊長として、ボランティアのみなさんと市内を花でいっぱいにする活動を実施しています。

——活動はどのように始まったのですか

協議会の視察で、県内各地の花いっぱい運動に触れ、幸手でもできないかと考えたのがきっかけです。昨年から幸手駅入口交差点脇の土地を利用し、活動しています。

——活動を始めてみて

花好きのみなさんと和気あいあいと楽しく活動しています。季節ごとに花を植え替える予定ですが、この活動を通して生活の中には花が必要なんだと改めて感じました。

——これからの活動について

将来は畑などを借りて、みんなで育てた花を持ち寄って植えたり、コンクールを実施できればいいと考えています。興味のある人はいつでも参加できますので、お気軽に市民生活課までお問い合わせください。
※様々な分野で活躍している人を募集しています。秘書課 ☎(43)1111内線224

お元気ですか
保健婦です

No.184

いつも歌っていますか？

よく、歌は体によいと言われますが、なぜなのでしょう。音楽を聴いて病気を治す「音楽療法」がありますが、「歌う」ことも音楽療法のひとつ。様々な効果がありますので、ご紹介しましょう。

◎歌うことは全身運動

声を出すことで、口から顎の筋肉、肺や横隔膜、腹式呼吸をするので腹の筋肉が鍛えられます。さらに、歌うときは自然に姿勢もよくなるため、肩凝り・腰痛も軽くなります。

◎腹式呼吸で全身に酸素を

腹式呼吸は深呼吸と同じように全身をリラックスさせる効果があります。鼻で息づきをして

歌えば腹式呼吸になります。お腹に力を入れるため、胃腸の働きがよくなるとともに、呼吸運動を繰り返すため、全身に酸素が送りこまれ、新陳代謝もよくなります。

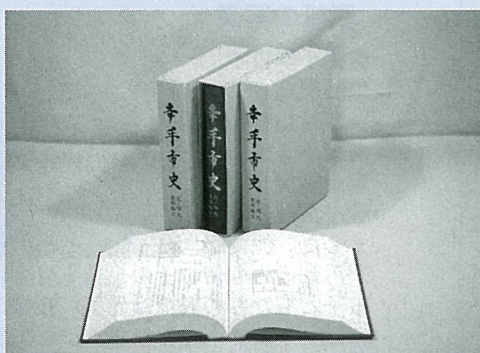
◎脳を活性化して痴呆を予防
好奇心を持ち続け、未知のことに挑戦、感動し続けることで痴呆は予防できます。常に新しい歌を覚えて、脳の老化を防ぎましょう。そして歌を覚えたら、恥ずかしがらずに人前で歌いましょう。人前に出ること、皆が自分を注目してくれるという意識も痴呆の予防に役立ちます。

◇

◇

ふだん何気なく歌を歌っていると思いますが、いかがでしょうか。

しかし、飲酒やタバコの煙などで敏感になつていたり、ろくに大声を張り上げたりするのどを痛めてしまっています。無理せず、気持ちよく歌ってこそ、効果があるようです。



『近・現代資料編II』

がうかがえます。第六編は終戦から市制施行10周年までです。現在に直接つながる内容であり、なじみ深い資料ばかりです。
内容については十分にご紹介できませんでしたが、他にも興味深い資料が満載されていますので、ぜひご覧ください。また、『近・現代資料編I』およびすでに刊行された資料編とあわせてご覧いただくと、より一層お楽しみいただけます。

◎頒布場所

・市史編さん室(栄第一小内)

・生涯学習課

・図書館

・コミュニティセンター

◎頒布価格 3000円

※詳しくは市史編さん室

☎(43)3248へ。

わが家の味自慢 (62)

中華風春雨サラダ

石塚恵美子(大字幸手)



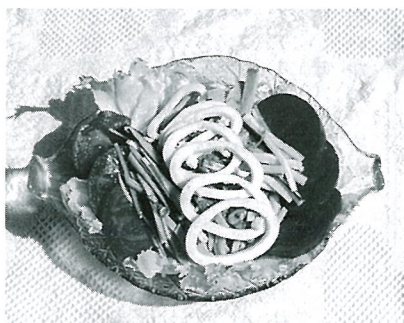
ゴマの風味と栄養を活かしたドレッシングのサラダをご紹介します。食欲不振になりがちな季節にお勧めの一品です。スタミナをつくニンニクも入っていますし、ゴマの香りが食欲を誘います。

〔作り方〕

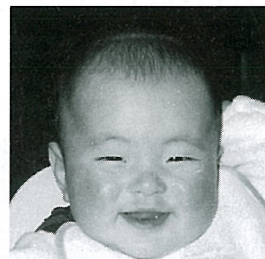
- 1 ネギ、根生姜、パセリ、ゆずをみじん切りにし、すりおろしたニンニクとすりごま、調味料を合わせてドレッシングを作る。
- 2 春雨をゆで、ドレッシングを少し混ぜておく。
- 3 キュウリ、ハムを千切りにする。トマトはスライスし、イカはゆでて輪切りにする。
- 4 皿にレタスを敷き、その上に春雨を広げ、キュウリ、ハム、トマト、イカを色どり良く盛りつけ、ドレッシングをかけて出来上がり。このドレッシングは豆腐やナス、冷し中華などにも合います。他にもいろいろな食材にお試しください。

●材料 (4人分)

春雨	200 g
キュウリ	1本
ハム	5枚
トマト	1個
レタス	5枚
生すりごま	1杯
ネギ	100 g
根生姜	2本
パセリ、ゆず、ニンニク	1かけ
しょうゆ、砂糖、酢	少々
	各1カップ



わが家のアイドル

幹もと生きちゃん

小林靖広・裕美さん(北1)の長男(6か月)

【父母のひと言】

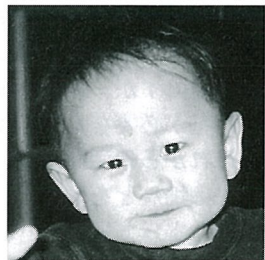
元気でやさしい子になってね。

裕ゆう介すけちゃん

渡辺秀雄・志津子さん(栄4)の2男(6か月)

【父母のひと言】

優しく強い子になってね。

匡きょう牙ごちゃん

中村光範・美佐代さん(南3)の2男(1歳6か月)

【父母のひと言】

笑顔が宝です。

表紙の写真

吉田小学校で
体験農業

5月13日(木)吉田小学校の児童が参加して体験農業が行われました。泥で服が汚れるのも何のその、苗を丹念に植える子どもたちの表情は元気いっぱい。秋には実ったお米をおにぎりにして食べるとか。その日が今から待ち遠しい?



文芸

若草句会

「風光る・桜餅・巣立」

屏風岩沖に眼の向く巣立鳥

柿沼 杏・中五

桜餅一つに季の深さかな

小島幸治・南三

こま下駄の木地干す庭や風光る

大野房野・西一

桜餅享保二年の老舗の香

藤井順子・東二

航跡に光る風あり桜島

長須房次郎・中四

さつて川柳会

花よりもダンゴ屋の前人の列

田口さよ・中四

倅せな余生夫婦の寺社めぐり

服部光一・中四

髪染めて春の誘いに乗って見る

燎原短歌会

フルムーン同じ詠り連れが出
来 田鍋紫都 東一
佃耕斎・中五

霊雁の湯といふ岩室温泉に去年
負傷せしわが腕癒やす
西澤政江・中四

遠き世に川を鎮めし巡礼の碑囲
み桜咲きけり
喜多村和子・中五

或は逝き残るは古いぬラストダ
ンスワルツ誘ふ楽が高響る
竹園末子・中二

川原の流れに歪む月光のまろく
しづまるまでを目守れり
原田益夫・緑台一

言いたき事互みに思いて茶をす
する夫のかたえにシャツを畳め
大里琰子・中三

LIVING INFORMATION

くらしの
情報市役所の
代表電話は

43-1111です。

17・18・19ページで問い合わせ番号のないものは、市役所の代表電話へおかけください。

お知らせ

不用品活用コーナー

◆ゆずります

ファミリーバイク(50cc)……30,000円
電子レンジ用哺乳ビン消毒器

……………価格応談

三味線(1年使用)……………〃

◆ゆずってください

B型ベビーカー……………価格応談

一輪車……………〃

ピアノ……………〃

問合せ・登録 市民生活課 内線595

カヌー競技会を開催

権現堂調節池(行幸湖)でカヌー競技会
が開催されます。ぜひ、ご覧ください。

〔関東選手権大会〕

とき 6月6日(日)午前10時から

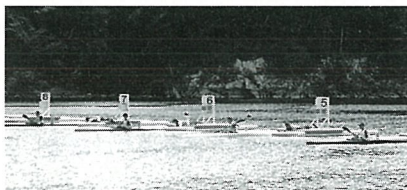
種目 フラットウォーターレーシング

〔国民体育大会関東ブロック大会〕

とき 6月20日(日)午前10時から

種目 フラットウォーターレーシング

問合せ 国体準備室 内線652



ご参加ください

教育映画上映会

とき 6月26日(土)午後1時30分から

ところ アスカル幸手

内容 椎内晃「学び座」

参加費 無料

※入場整理券をアスカル幸手、コミュニ
ティセンター、各公民館で配付中。

問合せ 施設管理公社☎(48)0048

ホームページ作成講座

入門からビデオ画像付きまで、あなた
もホームページを作成してみませんか。

とき 6月19日から毎週土曜日(全6回)

午後1時30分～4時30分

ところ 県立幸手高校

講師 県立幸手高校教諭 海老原武氏

費用 無料

定員 25人(申込み順)

問合せ 県立幸手高校☎(48)0951

学校見学会

とき 6月29日(火)午前9時20分～11時
50分

ところ 県立久喜養護学校

内容 授業参観、施設見学など

対象 就学に関する情報を得たい保護者、
学校、幼稚園、通園施設の担当者など

問合せ 県立久喜養護学校☎(23)0081

ジュニア体操教室

平成16年の埼玉国体に向けて体操教室
(全10回)をつぎのとおりに開催します。

とき 7月29日(木)～8月30日(月)

ところ アスカル幸手

対象 市内在住の小学4年生～中学1年
生の男女

参加費 500円(保険代)

申込み 申込用紙(体育課、国体準備室
で配付)に参加費を添え国体準備室へ

問合せ 国体準備室 内線652

「身障者に学ぶ」講演会

「五体不満足」の乙武洋匡氏の恩師に
よる講演会をつぎのとおりに行います。

とき 7月4日(日)午後1時30分開演

ところ アスカル幸手

講師 高木悦男氏

参加費 前売り/700円 当日/大人1,000
円・高校生500円※小中学生は無料です。問合せ サークル青空・高橋則子さん宅
☎・FAX(42)5671

浴衣と着付け教室

とき 7月9日から毎月第2・4金曜日
(全5回)午後7時から

ところ 中央公民館

参加費 5,000円(教材費込み)

対象 市内在住、在勤の女性

申込み 6月17日(木)から中央公民館へ
お申し込みください(電話可)問合せ 若林清子さん宅☎(43)0541また
は中央公民館☎(42)5156

カラオケ祭り

幸手カラオケ連合会では、第14回社会
福祉チャリティーカラオケ祭りをつぎの
とおり行います。とき 6月20日(日)午前9時30分～午後
5時

ところ 北公民館

※一般の人でも出場できますので、テーブ
をご持参ください(豪華賞品多数)。

問合せ 田中千代子さん宅☎(42)1452

文学講座

とき 7月10日(土)、9月11日(土)、10
月9日(土)午後2時から(全3回)

ところ 図書館

講師 高柳美知子氏

対象 高校生以上の人

定員 50人(申込み順)

申込み 6月23日(水)から直接または電
話で図書館へ[FAX(44)0536申込み可]

問合せ 図書館☎(42)0169

募集しています

戦時中の写真の募集

市では、平和事業の一環として「平和
の写真展」を開催します。そこで、戦時
中の写真をつぎのとおりに募集します。

応募期間 6月30日(水)まで

※お借りした写真は必ずお返しします。

問合せ 秘書課 内線224

ふれあい電話の会
ボランティア会員募集

とき 毎週月・水曜日午前10時～正午

ところ コミュニティセンター

内容 独り暮らしのお年寄りなどを対象
に電話による話し相手をしませす申込み・問合せ ボランティアセンター
(社会福祉協議会内)☎(43)3277

事業所・企業統計調査 商業統計調査にご協力を

7月1日に全国一斉に事業所・企業調査と商業統計調査が行われます。

事業所・企業統計調査は民営事業所を、商業統計調査は卸・小売業事業所を、もれなく把握する調査で、国のもっとも基本的な調査です。調査結果は国土総合利用計画や産業の適正配置計画の立案などの基礎資料として利用されています。

6月下旬から各事業所に調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

問合せ 情報統計担当 内線681

児童手当現況届の提出を

児童手当現況届は、6月以降も引き続き手当を受けられるかどうか、養育状況や所得状況を見て審査する大切なものです。この届けを行わないと、受給資格があっても手当が受けられませんので、ご注意ください。

受付期間 6月14日(月)～19日(土)

※土曜日の受付は午前9時～正午です。

持参するもの ①現況届 ②年金加入証明(厚生年金、私学共済、農林年金加入者など) ①・②の用紙は6月上旬に送付します。

※平成11年1月1日現在、幸手市に住んでいなかった人は、その時住んでいた市町村が発行した「平成11年度児童手当用所得証明書」が必要となります。

※昨年、申請をして所得制限により受給できなかった人は、お問い合わせください。

問合せ 社会児童課 内線165

人権擁護委員の日

6月1日は人権擁護委員の日です。「考えよう あなたの人権 わたしの人権」をテーマに、この日を中心にみなさんも一層の人権思想の啓発に努めましょう。また、市では毎月、つぎのような相談に無料で応じています。秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

○人権侵害問題のこと ○借地、借家、供託のこと ○離婚、戸籍、国籍のこと ○相続、遺言、扶養のことなどについて
〔人権相談所の開設〕

とき 6月10日(木)午前10時～午後3時
ところ 市役所第2庁舎第2会議室

相談担当者 法務省人権擁護委員、法務局係官

問合せ よろず相談所 内線105 FAX(43) 9447

印鑑登録について(注意)

印鑑の登録は本人の財産や権利を守る大切な手続きです。印鑑の登録は本人が申請するのが原則ですが、やむを得ず代理人に依頼するときは、本人が書いた代理人選任届出書が必要です。ただし、即日登録・証明書の発行はできません。詳しくはお問合せください。

問合せ 市民課 内線123

個人の庭木はきちんと管理を

春から秋にかけては、庭木が伸びる時期であり、市内でも歩道や車道まで庭木が伸びて困っているという苦情や相談が寄せられています。個人の庭木が道路に伸びて、歩行者や自転車、車などの通行を妨げ、これが原因で事故が発生した場合、所有者にも管理上の責任が生じることもあります。交通事故防止のために、庭木はきちんと管理しましょう。

問合せ 市民生活課 内線596



ありがとうございました

◎社会福祉のために

○みのりスポーツクラブから2万円

○田中武人さんから5,000円

○スーパー幸手中央店から9,116円

○国際ロータリー第2770地区(ガバナー 高浜彰男)から30万円

○幸手ソーシャルダンス協会から5万34円

○(有)野本こめ店から2万円

○公民館クラブ連絡協議会から5万7,666円

○ローソン幸手中店から4,158円

○井沢茂光さんから9,132円

○匿名(3件)さんから計2,521円

中小企業者のための融資相談

市では、中小企業者のための融資相談を常時受け付けています。また、つぎのとおり相談員による相談・情報提供なども行っていますので、ご利用ください。

とき 6月17日(木)午前10時～午後4時
ところ 商工観光課

問合せ 商工観光課 内線592

上水道指定工事業者

市では、新たにつぎの業者を幸手市水道指定給水装置工事業者に指定しました。
(平成11年4月30日現在)

業 者 名	
㈱小島水道工業	㈱東武管工設備

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050 FAX(48) 0120

緊急時の保育を 第1・3保育所で

緊急時の保育(一時的保育事業)とは、保護者の傷病や冠婚葬祭などにより、緊急かつ一時的に、家庭保育が困難な児童を保護者に代わり保育をする事業です。

対象要件 健康で集団保育が可能な満1歳以上就学前の児童で、本人および保護者が市内に住所を有している場合

施設 第1・3保育所

時間 月～金曜日/午前8時30分～午後4時30分 土曜日/午前8時30分～正午

※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

利用料 1日1,500円(3歳児以上には主食を持参させてください)

申込み 利用日の2日前までに社会児童課または第1・3保育所へ(電話不可)

問合せ 社会児童課 内線166

ひとり親家庭等医療費支給事業

この事業は、母子家庭、父子家庭、父または母が障害者の家庭などの人が医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されるものです。

〔支給を受けることができる人〕

①母子家庭・父子家庭などの18歳未満の児童(18歳に達した日から最初に迎える3月末日までの期間を含む)

②20歳未満で障害のある児童

③上記①②の父母または養育者

※一定以上の所得がある場合は該当しません。

〔支給を受けることができる額〕

入院、通院、歯科などの医療機関にかかったときの医療保険制度における医療費の自己負担額が対象となります。なお、一部負担金が4月診療分から、外来は1回500円(月4回まで)から530円(月4回まで)に、入院は1日につき1,100円から1,200円に変更となりました。

〔支給を受けるには〕

あらかじめ社会児童課へ申請書類を提出し「受給者証」の交付を受けてください。毎年12月に更新を行います。

問合せ 社会児童課 内線164

各種相談(無料)

◆心配ごと相談

家庭内・外の心配ごとなど

毎週木曜日 午前10時～午後3時 市役所福祉相談室 問合せ/社会福祉協議会 内線102

◆教育相談

子どものいじめをはじめとする諸問題
毎週火～土曜日 午前10時～午後4時
図書館 問合せ/学校教育課☎(43)3188または図書館☎(42)0335

◆家庭児童相談

子ども(18歳まで)に関する諸問題
毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
市役所家庭児童相談室 問合せ/社会児童課 内線184・☎(43)2447(直通)

◆内職相談

内職したい人、出したい業者
毎週火・金曜日 午前10時～午後4時
商工観光課内 問合せ/商工観光課 内線597

◆消費生活相談

消費生活に関する諸問題
毎週月・水・木曜日 午前10時～午後4時
市民生活課内 問合せ/市民生活課 内線597

◆法律相談

借地・借家、損害賠償などの諸問題
6月10日(木) 午前10時～午後3時
市役所第2庁舎2階第3会議室 問合せ/よろず相談所 内線105 ※予約制。

◆人権と行政相談

隣近所とのいざこざ、行政への要望
6月10日(木) 午前10時～午後3時
市役所第2庁舎2階第2会議室 問合せ/よろず相談所 内線105

◆税理士による税務相談

税に関する諸問題
6月21日(月) 午前10時～午後3時
市役所第2庁舎2階第3会議室 問合せ/税務課 内線133

◆ボランティア相談

ボランティア情報等の相談に応じます
毎月第2・第4水曜日 午前10時～正午
コミュニティセンター内ボランティア相談室☎(43)9392(電話相談可)
問合せ/社会福祉協議会 内線102

平成11年5月1日調べ

商品調査価格表

品名	規格	単位	価格(円)		
			高値	低値	平均
しょう油	バック	1ℓ	428	198	298
みそ		1kg	398	298	333
サラダ油	ポリ容器入	700g	388	378	383
砂糖	上白糖	1kg	243	178	217
マヨネーズ	ポリ容器	500g	335	248	294
食パン	1斤		200	128	165
バター		200g	348	298	325
牛乳		1,000ml	228	178	207
豚肉	ももスライス	100g	190	98	161
鶏肉	ももブロック	100g	178	68	118
玉子	M	10コ	197	181	190
トマト	フレッシュ	300g	278	188	208
レタス	中	1コ	198	148	104
トイレトペーパー	60m 12ロール		528	298	400
灯油	配達付	18ℓ	675	504	588
ガソリン	1ℓ現金売		81	84	82

※消費税抜きの価格です。(消費生活モニター調べ)

■4月の水の使用量/総配水量 616,073m³ 海洋センタープールの約1,723杯分

LIVING INFORMATION

くらしの 情報

市役所の
代表電話は

43-1111です。

17・18・19ページで問い合わせ番号のないものは、市役所の代表電話へおかけください。

お知らせ

今月の納税など

今月は、市・県民税全期および1期、国民年金保険料6月分の納期です。6月30日(水)までに納付してください。

※納税に口座振替をご利用の人は、預金不足などにご注意ください。

問合せ 税務課 内線133 保険年金課 内線142

経常共同企業体の入札参加資格申請書を受付け

平成11・12年度の経常共同企業体の入札参加資格申請書の受付を7月5日(月)から行います。この申請は、平成11・12年度に市が発注する建設工事を希望する経常共同企業体が対象です。

受付期間 7月5日(月)～9日(金)

時間 午前9時～午後4時

※正午～午後1時は除きます。

受付場所 工事検査室

申請方法 市指定様式により直接持参してください(郵送不可)

提出部数 1部

※要領および市指定様式を6月7日(月)から工事検査室で配付します。

問合せ 工事検査室 内線544

幼稚園就園奨励費の申請手続きを

申請用紙の配付 ①市内の幼稚園にお子さんを通園させている家庭には、幼稚園から6月14日(月)ごろ配付されます。

②市外の幼稚園にお子さんを通園させている家庭には、6月14日(月)より学校教育課で配付します。

申請日時 7月5日(月)～7日(水)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

受付場所 市役所第2庁舎第2会議室

問合せ 学校教育課 内線634

B & G 海洋センター プール利用日程表

一般開放(表の中では一般で表示)

①午前9時～正午 ②午後1時～4時30分 ※1日2回入れ替え。

利用料金 大人/200円 学生(小学生～高校生)/100円 団体(10人以上)/1人50円 ※就学前の幼児は無料。

注意事項 小学3年生以下の子ども3人につき大人1人の付添いが必要です。

※気候の変化により、中止もありますので、あらかじめお問い合わせください。

日・曜	内 容	日・曜	内 容
7/1 木	一 般	8/1 日	一 般
2 金	〃	2 月	〃
3 土	〃	3 火	休 館 日
4 日	〃	4 水	一 般
5 月	〃	5 木	〃
6 火	休 館 日	6 金	〃
7 水	一 般	7 土	〃
8 木	〃	8 日	〃
9 金	〃	9 月	〃
10 土	〃	10 火	休 館 日
11 日	〃	11 水	一 般
12 月	〃	12 木	〃
13 火	休 館 日	13 金	〃
14 水	一 般	14 土	〃
15 木	〃	15 日	〃
16 金	〃	16 月	〃
17 土	〃	17 火	休 館 日
18 日	〃	18 水	一 般
19 月	〃	19 木	〃
20 火	一般(教室)	20 金	〃
21 水	休 館 日	21 土	〃
22 木	一般(教室)	22 日	〃
23 金	〃	23 月	〃
24 土	〃	24 火	休 館 日
25 日	〃	25 水	一 般
26 月	〃	26 木	〃
27 火	休館日(教室)	27 金	〃
28 水	一般(教室)	28 土	〃
29 木	〃	29 日	〃
30 金	〃	30 月	〃
31 土	〃(教室予備)	31 火	休 館 日

問合せ B & G 海洋センター☎(48)0220



ぜひ、見に来てください!!

募集しています…

ハッピーネットワーク、ほほえみキャッチ、わが家の味自慢のコーナーに登場していただける人は、市役所秘書課 ☎(43)1111(内線224)までご連絡ください。

▼会員募集中——連絡先
石田きよみさん ☎(42)3858

創作人形という、難しいと感じますが、簡単なアークセサリーも作っています。あなただけのオリジナル人形づくりに挑戦してみませんか。興味のある人は、ぜひ、訪ねてみてください。

ハッピーネットワーク(51)

あなただけの創作人形づくり

四葉のクローバー人形

今回のハッピーネットワークは、創作人形の四葉のクローバー人形を訪問しました。人形好きな仲間が集まって結成されたクラブで、すでに16年の活動歴があります。指導者の石田きよみさんを中心に、女性5人で、月2回、土曜日の午前9時45分から11時45分まで、東武団地自治会館で創作活動をしています。

訪問した時、日本人形や西洋アンティーク人形のほか、

レリーフなどの作品が並べられていました。製作日数は、

簡単なものは10日程で完成しますが、日本人形などは着物を作ったりするので3か月以上かかることもあるとのこと。

このクラブは、何をす

もすぐに意見がまとまり、み

なさんでよく買い物に出かけ

たりもするそうです。人形づ

くりをとおして、多くの人と

出会えるのが楽しい、そして

機会があれば、個展を開きた

いと夢を語ってくれました。

創作人形という、難し

いと感じますが、簡単なア

ークセサリーも作っています。

あなただけのオリジナル人

形づくりに挑戦してみませ

んか。興味のある人は、ぜ

ひ、訪ねてみてください。

▼会員募集中——連絡先

石田きよみさん ☎(42)3858

あじさい 紫陽花

梅雨の季節に似合う花といえは紫陽花。紫や淡い紅色が薄墨色の空の下、ひととき鮮やかに映ります。ところで、桜堤にも紫陽花が植えられているのをご存じですか。茶屋へ向かう坂道沿いに様々な色の花が咲く様子は、きっとみなさんの目を楽しませてくれますよ。

幸手

四季彩



ほほえみキャッチ! (51)

現在の職場には今年4月に本社のショールームから配属となり、ふだんはお客様の接待や車の説明をさせていただいています。

接待の際は、お客様はもちろん、初めてお見えになられた方にも「また来てみたい」と思っていただけのような対応を心掛けています。笑顔を褒めていただいたり、名前を覚えていただいたときはとても嬉しく、仕事の励みにもなります。趣味は料理づくり。肉じ



小林 純子さん

埼玉マツダ幸手店
(上高野)に勤務
昭和47年1月19日生まれ
血液型 B型
大宮市に在住

やがなどの煮物が得意ですが、素材を活かしたオリジナル料理をつくることもありますよ。味見はもっぱら弟に。「思ったより家庭的なんだね」なんて、生意気いつてますけれど(笑)。

将来は、素敵な人と一緒に、素朴でも安心して暮らせる家庭を築きたいですね。それまでには、料理のレパートリーを今より増やしておきたいですし、オリジナル料理にも磨きをかけておこうと思っています。

こちら編集室です

ゴールデンウィークを利用し、職場の仲間と尾瀬にハイキングにでかけてきました。まだ、ほとんどが雪の中でしたが、それでも多くの人が登山や春スキーを楽しんでいました。夏の登山シーズンを迎え、今年はどの山へ行こうかと考えながら、この原稿を書いています。

人口・世帯

▶5月1日現在

	人口	世帯	前月比
人	57,587(428)人		△ 30
男	28,935(243)人		△ 13
女	28,652(185)人		△ 17
世帯数	19,096(306)世帯		+ 15

※()内は外国人登録数。